

## 研究不正再発防止のための改革委員会について

平成26年5月23日

理化学研究所

### 1. 経緯等

- 4月 1日 研究論文の疑義に関する調査報告書の公表にあわせて、「研究不正再発防止について」（別添1）を発表
- 4月 4日 理事長を本部長とする「研究不正再発防止改革推進本部」とあわせて、外部有識者からなる「研究不正再発防止のための改革委員会」（以下「改革委員会」という。）を設置することを決定（別添2、3）
- 4月10日 第1回研究不正再発防止のための改革委員会を開催以降、これまでに8回開催

### 2. 改革委員会の役割

研究不正を抑止するため、研究所の体制、規定、運用等について、研究所外部の視点で課題の抽出、改善策の提言を行うこと。

### 3. 改革委員会の構成

委員長	岸 輝雄	新構造材料技術研究組合 理事長
委員長代理	間島 進吾	中央大学商学部 教授、公認会計士
委員	市川 家國	信州大学医学部 特任教授
	塩見 美喜子	東京大学大学院理学系研究科 教授
	竹岡 八重子	光和総合法律事務所 弁護士
	中村 征樹	大阪大学全学教育推進機構 准教授

### 4. 改革委員会の運営

- ・議事次第、資料、議事概要を、理化学研究所のウェブサイトで公開
- ・委員会終了後、委員長による記者ブリーフィングを実施

## 5. 改革委員会の開催経緯・議事

### 第1回 4月10日(木)

1. 委員長の決定について
2. 理化学研究所の概要について
3. 理化学研究所の研究不正防止に向けた取組について
4. 研究論文の疑義に関する調査委員会 調査報告
5. 研究不正再発防止について

### 第2回 4月13日(日)

1. 理化学研究所のラボマネジメントの現状と課題について
2. 理化学研究所の取組みに関する調査について

### 第3回 4月18日(金)

1. 東京大学における研究不正防止の取組について
2. 研究不正防止策について

### 第4回 4月21日(月)

1. 理研科学者会議の取り組みについて
2. 研究不正防止策について

### 第5回 4月25日(金)

1. 研究不正防止策について

### 第6回 4月30日(水)

1. 発生・再生科学総合研究センター(CDB) 自己点検について
2. 研究不正防止策について
3. 海外研究機関からの意見について

### 第7回 5月8日(木)

1. 研究不正防止策について
2. 不服申立てに関する審査の結果について

### 第8回 5月17日(土)

1. 発生・再生科学総合研究センター(CDB) 自己点検について
2. 研究不正防止策について

(参考) STAP 研究に関する CDB 自己点検について

理化学研究所発生・再生科学総合研究センター(CDB)は、野依理事長から STAP 研究に関するセンター自己点検についての指示を受け、CDB における運営の自己点検を実施。自己点検の項目は以下の通り。

- (1) STAP 研究における著者の役割は多岐に渡り、その責任の重みも一様ではない。「研究論文の疑義に関する調査委員会」の報告を踏まえ、STAP 研究及び論文作成の経緯を調査し、それらに関わった各研究者の関わり方を時系列に沿って検証することにより、問題が生じた理由、問題が見落とされた原因等を探る。
- (2) 研究リーダーの採用とメンタリングの課題を再検証する。また、このような事態を招いた CDB におけるセンター運営上の課題を検証する。
- (3) 論文の報道発表に至る経緯を分析し、研究成果の社会への発信に係る課題について検討する。

## 研究不正再発防止について

2014年4月1日

独立行政法人理化学研究所

- 今般の STAP 細胞の研究論文により生じた問題を踏まえ、理研は研究活動に対する信頼回復と事態の再発防止の責任を全うするため、緊急に対策を講じる。
- このため、外部有識者による「研究不正再発防止のための改革委員会」（仮称）を設置し、今般の事案の再発防止の観点から不正抑止の研究環境整備等の対策に係る検討を行い、早急にとりまとめる。
- これらの対策に強いガバナンスにより着実かつ速やかに取り組んでいくため、理事長を本部長とする「改革推進本部」（仮称）を設置する。

### 【再発防止対策の論点】

#### ◎ 研究不正や過失の防止に係る規程や運用の改善

- ✓ 研究組織における確認の徹底
- ✓ 研究倫理教育、研究不正防止に向けた対策の着実な実行
- ✓ 無断引用防止に向けた対策
- ✓ 周知徹底及び遵守の確認

#### ◎ 若手研究者が最大限に能力を発揮できる体制の整備

- ✓ 若手研究者に対する指導体制の改善
- ✓ 若手研究者に対する教育と支援の充実
- ✓ 採用、登用のあり方の改善

#### ◎ 研究成果発表時の承認手続きの明確化とガイドラインの策定、運用

- ✓ 研究成果発表時の承認手続きの明確化
- ✓ 研究成果発表時のガイドラインの策定と運用

#### ◎ 複数の研究者、研究グループ等にまたがる研究成果の責任体制の明確化

#### ◎ 報道発表における適切な広報体制の構築

## 再発防止対策の論点について（補足）

### ◎ 研究不正や過失の防止に係る規程や運用の改善

研究不正や過失を未然に防止するための規程は整備されていたが、その周知徹底、受講義務の確認等の点に改善すべき点があった。

（改善策の例）

- ✓ 研究組織における確認の徹底  
所属長の役割がより適切に果たされるよう、研究が適正に行われていることの点検に係る運用ルールのあり方
- ✓ 研究倫理教育、研究不正防止に向けた対策の着実な実行  
研究倫理教育に係る責任者の明確化、規程等の周知徹底や、不正行為及び過失の予防に向けた教育のあり方
- ✓ 無断引用防止に向けた対策  
無断引用を防止するためのチェック体制のあり方
- ✓ 周知徹底及び遵守の確認  
全職員に対し定期的に、研究倫理を遵守していることを確認する方策

### ◎ 若手研究者が最大限に能力を発揮できる体制の整備

若手研究者を積極的に登用しているが、経験が少ないことに起因するリスクを最小限にする必要がある。そのため、シニアな研究者による助言、相談、指導等の仕組みを制定していたが、十分に機能していなかった。

（改善策の例）

- ✓ 若手研究者に対する育成体制の改善  
組織、分野横断的な視点から助言や意見交換等を行える体制のあり方の検討
- ✓ 若手研究者に対する研究倫理教育と支援の充実  
研究不正を含む研究倫理に関する基礎知識習得や、研究記録の取り方やデータの取扱い等に係る研修のあり方
- ✓ 採用、登用のあり方の改善  
研究室主宰者の選考過程の点検と、採用、登用のあり方

### ◎ 研究成果発表時の承認手続きの明確化とガイドラインの策定、運用

研究成果の発表に係る所属長の承認手続きについて、具体的な承認手続きやガイドラインの策定が必要。

(改善策の例)

- ✓ 研究成果発表時の承認手続きの明確化  
研究成果発表に際して承認のために必要な具体手続きや確認項目のあり方
- ✓ 研究成果発表時のガイドラインの策定と運用  
研究所として全分野に共通して適用すべきガイドラインの検討

◎ 複数の研究者、研究グループ等にまたがる研究成果の責任体制の明確化

理研内外の複数の研究グループ等で分担して論文を作成する例が増えていることから、論文著者間の内容やデータの確認方法、責任関係や役割について明確なガイドラインを定めることが必要。

(改善策の例)

- ✓ 複数の研究者、研究グループ等にまたがる研究成果に関して責任著者が果たすべき役割の明確化

◎ 報道発表における適切な広報体制の構築

今般の事案においては、その報道発表の内容や資料について研究者、研究センター、本部の間で十分な確認がないままに、iPS との比較等において誤解を招く情報を発信することとなった。

(改善策の例)

- ✓ 科学的事実を客観的に発信するための、広報の手順やあり方

### ○研究不正再発防止改革推進本部設置細則

(平成26年4月3日細則第42号)

(設置)

第1条 組織規程(平成25年規程第2号)第65条の規定に基づき、独立行政法人理化学研究所(以下「研究所」という。)に、研究不正の防止及び高い規範の再生のための研究所における取組(以下「取組」という。)について、実施状況等の確認、必要な指示等を行うことにより着実な実施を確保するため、研究不正再発防止改革推進本部(以下「改革推進本部」という。)を置く。

(業務)

第2条 改革推進本部は、次の業務を行う。

- (1) 取組の策定に関すること。
- (2) 取組の実施計画の策定及び実施状況等の確認と必要な指示に関すること。
- (3) 第一号及び前号の業務に係る関係部署の業務の総合調整に関すること。
- (4) 関係官庁及び学会等関係法人との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項

(研究不正再発防止改革推進室)

第3条 改革推進本部に研究不正再発防止改革推進室(以下「推進室」という。)を置く。

2 推進室は、改革推進本部の運営に関する次の業務を行う。

- (1) 企画、調整及び進行管理に関すること。
- (2) 国内及び海外の研究機関等との連携及び協力に関すること。
- (3) 国内及び海外の研究不正に関する調査に関すること。
- (4) 取組の実施に対する外部評価に関すること。
- (5) 改革推進本部の開催及び委員会等の開催に関すること。

(本部長)

第4条 改革推進本部に、本部長を置く。

2 本部長は、理事長をもって充てる。

3 本部長は、改革推進本部の運営に係る業務を統括する。

(副本部長)

第5条 改革推進本部に、副本部長を置く。

2 副本部長は、理事長が指名する者とする。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(本部員)

第6条 改革推進本部に、本部員を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる(第5条第2項の者を除く)。

- (1) 理事
- (2) 理事長が指名する者

3 本部員は、本部長が指定する業務を分担して行う。

(室長等)

第7条 推進室に室長を置く。

2 室長は、命を受け、所掌業務を統括する。

- 3 推進室に室長代理を置くことができる。
- 4 室長代理は、命を受け、室長の業務を補佐し、室長に事故等あるときは、その職務を代行する。

(研究不正再発防止のための改革委員会)

第8条 改革推進本部に研究不正再発防止のための改革委員会(以下「改革委員会」という。)を置く。

- 2 改革委員会は、研究不正を抑止するため、研究所の体制、規定、運用等について、研究所外部の視点で課題の抽出、改善策の提言を行う。
- 3 改革委員会の構成その他必要な事項については、別に定める。

(決裁権限)

第9条 本部長は、決裁基準規程(平成25年規程第1号)別表第2「一般権限」に掲げる事項のうち、理事が決裁権限を有する事項について決裁権限を有するもののほか、別表に掲げる事項について権限を有するものとする。

- 2 室長は、決裁基準規程別表第2「一般権限」に掲げる事項のうち、部長が決裁権限を有する事項について決裁権限を有するものとする。
- 3 室長代理は、決裁基準規程別表第2「一般権限」に掲げる事項のうち、課長が決裁権限を有する事項について決裁権限を有するものとする。

(他の諸規程との関係)

第10条 その他改革推進本部の運営管理に関して必要な事項は、研究所の諸規程に定めるところによる。

#### 附 則

この細則は、平成26年4月4日から施行する。

別表(第9条関係)

決裁権限

固有権限	本部長	理事長
研究不正を防止するための研究所における取組の決定		○
取組の実施計画の策定及び実施徹底のための必要な指示	○	
国内及び海外の研究不正に関する調査	○	
国内及び海外の研究機関等との連携及び協力	○	



## ○研究不正再発防止のための改革委員会設置細則

(平成26年4月3日細則第43号)

### (設置)

第1条 研究不正再発防止改革推進本部設置細則（平成26年細則第42号）第8条第3項の規定に基づき、研究不正再発防止のための改革委員会（以下「委員会」という。）の構成その他必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 委員会の委員は、理事長が委嘱する外部有識者8人以内をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認める場合には、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 前項の出席者は、意見を述べることができる。

### (委員の謝金及び旅費)

第4条 委員会に出席する委員に対し、謝金及び必要な旅費を支給することができる。

2 委員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金等の支給基準(平成15年細則第69号)の定めるところによる。

### (委員会の事務局)

第5条 委員会の事務局は、研究不正再発防止改革推進室が行う。

### (雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この細則は、平成26年4月4日から施行する。